

大井町分別収集計画

令和 7 年 9 月 5 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創生のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成する必要があります。そのために、社会を構成するすべての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、具体的な行動を起こす必要があります。

本町の廃棄物処理施設は、隣町の中井町、松田町の 3 町で構成する足柄東部清掃組合において処理を行っていますが、最終処分場の残余容量も逼迫しつつあり、更なるごみの減量化・再資源化を進める必要があります。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集することで、最終処分量を削減するだけでなく、地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図ります。

また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックの分別収集及び再商品化を令和 12 年度までに実施できるよう検討を進めます。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下に示すとおりとします。

- ・排出段階におけるごみの減量化と資源化に関する組織体制を整備し、減量化・資源化を計画的に推進します。
- ・排出段階におけるごみの減量化・資源化に関して、住民及び事業者の意識の高揚を図り、理解と協力を求めます。
- ・排出段階におけるごみの減量化・資源化に関する支援策を講じ、減量化・資源化を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間(令和 8 年度～令和 12 年度)とし、令和 10 年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器（紙パック）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	990 t	988 t	982 t	982 t	981 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制に促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。なお、実施にあたっては、行政のみならず、住民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図り取り組んで行くものとします。

・ 環境教育、啓発活動の推進

廃棄物問題の改善に関しては、住民等の意識改善や児童等に対する環境教育が重要であることから、次の事業を実施します。

- ① 住民や事業者に対して、広報紙・インターネット等を通して廃棄物問題に関する現状、施策、制度等を継続的に周知し理解と協力を求める。
- ② 大井町職員が講師となる出前講座において、ごみ問題について誰にでも気軽に情報を提供できる機会を設けることで、容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。
- ③ 廃棄物処理施設の見学会等を実施し、廃棄物処理に関する正しい認識と問題意識の高揚を図る。
- ④ 環境問題全般をテーマにした環境展を開催し、廃棄物問題の現状紹介、ごみの減量化や資源化に関する先端技術や施策の紹介、小学生等の研究発表等を取り入れるなど、環境教育の一環として廃棄物問題に触れる機会を準備する。
- ⑤ 大井町環境基本計画等を通じて町職員自らが率先して容器包装廃棄物の排出抑制を含めた環境に配慮した業務を遂行できるよう支援する。

・ 住民への協力要請

住民に対する啓発活動の中で、廃棄物の減量化等を具体的に推進していくため、下記の事項について徹底した住民協力を要請します。

- ① 使い捨て商品・容器の安易な購入や使用を自粛する。
- ② 簡易・適正包装商品を購入し、買い物袋を持参する。
- ③ リターナルびん等、販売店・メーカーの自主回収に積極的に協力する。
- ④ 各種団体が実施する地域の資源集団回収活動に積極的に参加・協力する。
- ⑤ 分別収集など行政が実施する資源化・減量化施策に徹底して協力する。
- ⑥ 再生素材や再生可能資源を利用した製品等を積極的に選ぶ。

・ 事業所への協力要請

事業所における廃棄物の減量化等の自主活動を推進するため、下記の事項について徹底した協力を要請します。

- ① 廃棄物の資源化・減量化に関し、分別収集など行政が実施する施策に徹底して協力するとともに、事業所単位で自主活動を率先して実施する。
- ② 商品の製造・提供に際し、簡易・適正包装への協力など、廃棄物の減量化・資源化を意識した事業活動を展開する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記表左欄のとおりとします。

また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとします。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶
主としてガラス製の容器包装 (無色、茶色、その他)	びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（アルミニウムが利用されている物は除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラ（白色の発泡スチロール製食品トレイを含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	15 t		15 t		14 t		14 t		14 t	
主としてアルミ製の容器	24 t		24 t		23 t		26 t		26 t	
無色のガラス製容器	(合計) 43 t		(合計) 43 t		(合計) 42 t		(合計) 42 t		(合計) 42 t	
	(処理量) 43 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 43 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 42 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 42 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 42 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 31 t		(合計) 31 t		(合計) 30 t		(合計) 30 t		(合計) 30 t	
	(処理量) 31 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 31 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 30 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 30 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 30 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t	
	(処理量) 22 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 22 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 21 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 21 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 21 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミが利用されているものを除く)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	

主として段ボール製の容器	1 3 3 t		1 3 2 t		1 3 2 t		1 3 2 t		1 3 2 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t	
	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするもの	(合計) 6 1 t		(合計) 6 1 t		(合計) 6 2 t		(合計) 6 2 t		(合計) 6 2 t	
	(処理量) 6 1 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 6 1 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 6 2 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 6 2 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 6 2 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1 4 4 t		(合計) 1 4 4 t		(合計) 1 4 3 t		(合計) 1 4 3 t		(合計) 1 4 3 t	
	(処理量) 1 4 4 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 1 4 4 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 1 4 3 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 1 4 3 t	(独自処理量) 0 t	(処理量) 1 4 3 t	(独自処理量) 0 t
白色トレイ	(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t	
	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t	(処理量) － t	(独自処理量) － t

※白色の発泡スチロール製食品トレイは、プラスチック製容器包装として「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」と併せて収集します。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集制度を活用して行います。

分別する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	町から委託された民間収集業者による定期収集	足柄東部清掃組合 (選別・圧縮・保管)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん		足柄東部清掃組合 (一部選別・保管)
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック		民間中間処理委託業者
	段ボール	段ボール		
プラス	ペットボトル	ペットボトル		民間中間処理委託業者 (選別・圧縮・保管)
チック	プラスチック製容器包装	容器包装プラ		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集場所	収集機材	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチックコンテナ	収集ステーション	トラック (委託)	足柄東部清掃組合
アルミ製容器					
無色のガラス製容器	びん	プラスチックコンテナ			
茶色のガラス製容器					
その他のガラス製容器					
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	ひもで縛る		パッカー車 (委託)	民間収集運搬委託業者
段ボール	段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	無指定 (袋)			
プラスチック製容器包装	容器包装プラ	無指定 (袋)			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に際し重要な事項

町民の意見や要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を的確に行うため、環境関係の審議会・協議会等をはじめとした意見聴取の機会をもうけ、分別収集の推進を図ります。

また、自治会等の団体が行っている資源回収活動に対しては、引き続き奨励金を交付し、地域のリサイクル活動を支援します。

1 3 その他のリサイクル

当町では、「その他紙」として「その他紙製容器包装」と「容器包装ではない紙製廃棄物（メモ紙等）」を混合回収しています。

その他紙の収集見込み

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収集見込量	65 t	65 t	65 t	65 t	65 t

1 4 公表

本町では、本計画について令和7年9月中旬に町のホームページにて公表します。